7　イラク共和国政府は、次のものを免除する。
(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してイラク共和国において課される全ての財政課徴金及び租税
(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してイラク共和国において課される全ての財政課徴金及び租税
(c)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してイラク共和国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金
(d)　計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してイラク共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

8　イラク共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。
(a)　借款が適正にかつ専ら計画のために使用されることを確保すること。
(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びイラク共和国の一般公衆の安全を可能な限り確保し、及び維持すること。
(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

9　イラク共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。
(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料
(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本官は、更に、この書簡及び前記の了解をイラク共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のイラク共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十五年五月二十五日にバグダッドで

在イラク共和国
日本国臨時代理大使　長岡寛介

イラク共和国財務大臣
ホーシュヤール・マフムード・ズィーバーリー閣下

（イラク側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの貴官の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をイラク共和国政府に代わって確認するとともに、貴官の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のイラク共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて貴官に向かって敬意を表します。

二千十五年五月二十五日にバグダッドで

イラク共和国財務大臣
ホーシュヤール・マフムード・ズィーバーリー

在イラク共和国
日本国臨時代理大使　長岡寛介殿

○外務省告示第四百五十五号

平成二十八年六月三十日にアンカラで、トルコ共和国におけるトルコ・日本科学技術大学の設置に関する日本国政府とトルコ共和国政府との間の協定の署名が行われ、同協定は、同年十一月十一日に効力を生じた。

平成二十八年十一月二十九日　外務大臣　岸田　文雄

トルコ共和国におけるトルコ・日本科学技術大学の設置に関する日本国政府とトルコ共和国政府との間の協定

前文

日本国政府及びトルコ共和国政府（以下「両締約国政府」という。）は、

二千十三年五月三日に署名された「日本国とトルコ共和国の戦略的パートナーシップの構築に関する共同宣言」及び二千十四年一月七日に署名された「日トルコ科学技術大学の設立に関する協力覚書」を想起し、

科学技術協力の一層の促進を希望し、及び二国間の学術交流を推進する機関を新設し、

卓越した教育上の及び研究上の拠点を提供することを目的として、

次のとおり協定した。

第一条　トルコ・日本科学技術大学の設置

両締約国政府は、トルコ共和国政府の主体性の原則及び両締約国政府の間の協同の原則に基づき、トルコ・日本科学技術大学（以下「ＴＪＵ」という。）をトルコ共和国のイスタンブールに設置する。ＴＪＵは、この協定により定められる、かつ、この協定に基づく国立大学となる。ＴＪＵは、トルコ大国民議会によって採択されるトルコ共和国の国内法（以下「トルコの国内法」という。）に基づき設置され、また、現行の高等教育法の適用から除外される。

第二条　この協定に基づく貢献

Ａ　トルコ共和国政府は、次のことを行う。

ｉ　ＴＪＵの設置のために必要な土地、施設及び基盤を提供すること。

ｉｉ　Ｂに規定する日本国政府からの貢献によって賄われる費用以外のＴＪＵの他の全ての費用を負担すること。

Ｂ　日本国政府は、次のことを行うため、日本国の関係法令及び予算に従ってあらゆる努力を払う。

ｉ　ＴＪＵに関連する実験設備を提供し、又はこれが提供されることを確保すること。

ｉｉ　ＴＪＵの校舎の建設のための支援を提供し、又はこれが提供されることを確保すること。

ｉｉｉ　日本国の大学から成るコンソーシアムであって、教育課程に関するノウハウ並びに知的な支援及び助言を提供するものを形成すること並びにＴＪＵのための日本人の教員を指名すること。

ｉｖ　ＴＪＵ内の日本文化言語センターを支援すること。

ｖ　ＴＪＵの学生のために日本国において修学するための機会を提供すること。

Ｃ　日本国政府がＢに定めるところにより貢献を行う場合には、贈与の形態による貢献については、この協定が効力を生ずる日から最長十年間行われるものとする。

第三条　学位及び証書

ＴＪＵは、学士、修士及び博士の段階におけるトルコ共和国の学位及び証書を授与する。教育課程並びに学部及び研究科の構成は、両締約国政府が了承する。

ＴＪＵは、日本国の大学と共に、該当する課程を修めたＴＪＵの学生に対してダブル・ディグリー又はジョイント・ディグリーを授与することを可能な限り検討する。

第四条　教育言語

ＴＪＵにおける教育言語は、英語とする。

ＴＪＵは、学部及び研究科の教育課程のほか、全ての学生のために日本語及びトルコ語の選択的な語学講座を提供する。

ＴＪＵに入学を認められた学生は、英語の語学能力評価試験を受けるものとし、当該試験又はその他の国際的に認められた試験によって判定される語学の能力に応じて準備クラス又は直接学部若しくは大学院の初年次に登録される。